

今月のテーマ

# 群会議の話題

一人ひとりの声が大きな力に

## 拡大と脱退対策を進めよう

3月になり気温も上がり、春の訪れを感じる日も多くなっています。さて組合では、分会総会の時期となりました。

総会では、この1年間の活動報告や次年度の活動方針、予算などを決め、分会・群役員、専門部長を選出します。

また拡大運動や後継者の掘り起こし、仕事確保運動や厚文行事等に分会でどのように取り組んでいくか（どこに力を入れるか）によって、予算配分も決まっていきます。つまり、分会総会は1年間の終わりでもあり、始まりでもあります。

分会・群役員の担い手不足は、多くの分会が抱えている課題の1つです。毎月の群会議に、組合員本人が来ない場合もあり、対話の低下が役員後継者課題にもつながり、一部の組合員への負担や群活動の停滞につながっています。

組合は、「助け合う・支え合う」仲間の集まりでなければなりません。仲間が互いを尊重し助け合い、定期的な役員交代を分会・群の中で合意し、「誰もができる役員づくり」をすすめていくことも必要です。

皆さんを感じている組合の魅力を、加入対象者や組合の仲間に、日頃から伝えてください。あなたのその一声が拡大運動を前進させ、脱退者を減らす、大きな力となります。

組合活動は「多くの仲間が助け合いながら取り組むこと」をあらためて総会で確認し、今後の分会・群役員の担い手、そして25年度の組合活動につなげましょう。

\* \* \* \*

1月から3月で取り組んでいる春一番拡大で、どれだけ成果をあげられるかが、年間目標達成にも大きな影響を与えます。

再確認になりますが、拡大運動はなぜ

## どけんカレンダー (2025年3月9日～4月19日)

日	月	火	水	木	金	土
9	10	11	12	13	14	15
3月						
16	17	18	19	20	21	22
	群会議		分会集約会議			
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5
		4月				
6	7	8	9	10	11	12
				分会執行委員会		
13	14	15	16	17	18	19
	第70回 大田支部大会		拡大行動日		拡大行動日	
			群会議			分会集約会議

## ◆当面の予定◆

### ★無料法律相談(予約制)

日時 3月19日(水)午後2時  
4月2日(水)午前10時  
受付 支部会館2階

~~~~~

### ★税務相談会(予約制)

日時 3月24日(月)午前10時  
受付 支部会館2階

~~~~~

※分会、群の会議日程は、地区により前後しますので必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

### 第477号

2025年3月7日発行  
大田区西蒲田6-17-4  
東京土建大田支部  
TEL 3731-5527  
FAX 3735-1537  
HP. <http://doken-ota.jp>  
メール. [info@doken-ota.jp](mailto:info@doken-ota.jp)  
◎3月1日組織員現在4,010人

# 新年度の『保険証廃止』と

24年12月より、マイナンバー  
カードの健康保険証利用を基本と  
する政府の方針により、従来の健  
康保険証は新たに発行ができなく  
なりました。

代わりに東京土建では「資格確認証」もしくは「資格確認のお知らせ」を発行します。マイナ保険証がない方は「資格確認証」が発行され、保険証と同じく病院窓口に提示することで受診ができます。

# 大田支部の独自制度 中学校卒業祝金

大田支部には組合員のための独自の制度がいくつもあります。

○中学校祝金・・・2万円

### [申請要件]

- #### ①組合員の子どもが中学校を卒業した

- ②加入1年未満の方は1年経過した後、給付

## 「手続きの流れ」

- ### ①申請用紙を記入(支部HP印刷可)

- ## ②確認書類の準備

- ・続柄記載の住民票 ・卒業証書写し

※詳しくは支部事務所まで

専徴保險の毎月更新手続きがかかるため、  
となります。加入中の方に順次更新  
の案内を郵送しますので、忘れず  
に更新手続きをお願いします。期  
限を過ぎると更新手続きが取れな  
くなりますのでご注意下さい。

改定内容については3月7日に  
国保組合から案内が発送されます

いします。中ですが、ご理解とご協力をお願  
年度の国保料の改定に踏み切りま  
す。仕事と暮らしの厳しい状況の  
のため、国保組合はやむを得ず新

増加などの要因でこのままでは数年後の安定した事業運営が難しくなる危機的状況となりました。そ

3月に納める4月分の国保料から保険料の改定を行ないます。

## ◆土建国保料の改定◆

な受け取りを行いましょう。

## ◆支部定期大会議案◆

②事業所労災・雇用保険  
4月半ばよりに支部にて更新手続きを行います。

(1) 労災特別加入

## 組合費・国保料 の変更案内

◎国保料が変わる時  
組合費と同様に、通常は年度  
変わりの時期や、諸手続き（扶  
養者の増減等）にともない金額  
が変わりますが、隨時変更する  
場合がありますのでご注意ください。

③四十歳の誕生日の分／  
④介護保険料四千一百円が発生  
⑤六十五歳の誕生日の分／  
介護保険料四千二百円が消滅  
⑥また、七十五歳の誕生日から  
「後期高齢者医療制度」に移行  
となるため、国保料の請求がな  
くなりります。

※③、④、⑤とも土建国保加入  
者の組合員本人、扶養家族が対  
象となります。

◎組合費が変わる時  
一般に組合費は、年度変わりの時期に改定されますが、その他で金額変更が生じる場合もありますので、注意ください。

①、二十歳の誕生日翌月分／三千二百円から五千一百円に  
②、二十五歳の誕生日翌月分／五千二百円から五千八百円に

右記の場合は、隨時変更となります。なお三十歳への変更は、年度に一回（六月分から）の変更となります。